

平成30年度 第1回東海村固定資産評価審査委員会 会議録

- 日 時 : 平成30年10月4日(木) 午前10時～11時
場 所 : 議会棟203委員会室
出席者 : 須田源一委員長 佐藤富夫委員 伊藤宰委員
 税務課 山本補佐 川上係長
事務局 : 総務課 菊池課長 鷹野補佐 安部
議 題 : (1) 委員長の選出について
 (2) 平成30年度 不服申し立て件数について
 (3) 平成30年度 縦覧及び閲覧結果について
 (4) 税務課の取組状況等について
結 果 : (1) 委員長: 須田源一委員長
 委員長のあらかじめ指定する代理委員: 佐藤富夫委員
 (2) 不服申し立てなし
 (3) 閲覧件数40件, 縦覧者件数2件
 (4) 報告: 震災特例及び全棟調査について

《 会 議 録 》

1. 開会

2. 総務課長挨拶

菊池課長

本日はお忙しい中、御出席いただきありがとうございます。平成28年度から事務局を総務課に移し、今年で3年目となります。私は今年の4月に総務課長を拝命し、まだ不慣れな部分がありますが、公平・公正な立場で審査会の事務局を務めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

税に関しては、来年10月1日から消費税の増税が予定されており、軽減税率の導入による社会的な混乱も予想されるなど、世間を賑わせております。固定資産税も含めて、税の賦課というのは生活に直結したものですので、適正な評価額の決定及び役場からの情報提供が非常に重要であると感じております。

村では平成12年度以降一度も審査申し出が無いという状況が続いていますが、これは税務課資産税担当がしっかりと住民対応をしていることの成果であると考えられますので、担当者には引き続き丁寧な対応をしてもらいたいと思っております。

最後ではありますが、委員の皆様におかれましては慎重な御審議と貴重な

	御意見を賜りますようお願いしまして、私からの御挨拶とさせていただきます。
3. 議題	
(1) 委員長の選出について	
須田委員長	委員長選任にあたり委員の皆さんの意見をいただきたいと思います。
佐藤委員	須田委員長の再任で引き続きお願いしたいと思います。
伊藤委員	異論ありません。
須田委員長	<p>それでは、協議により委員長再任と決まりましたので、また一年間よろしくお願いいたします。</p> <p>委員長代理については、今までの慣例から考えて、引き続き佐藤委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
佐藤委員	分かりました。よろしくお願いいたします。
(2) 平成30年度 不服申し立て件数について	
鷹野補佐	今年度の不服申し立てはありませんでした。
(質疑応答)	
佐藤委員	縦覧・閲覧を行った結果、何の不服も出なかったということか。
山本補佐	縦覧・閲覧を行う中でいくつか税に関する相談はあったが、不服申し立てに至るものはなかった。
須田委員長	<p>本村においては不服申し立ての件数が少なく、前回の申し立てから期間が開いているため、実際に申し立てが起きた際の実務がイメージしにくい。</p> <p>以前不服申し立てがあった際に、実際に審査委員会で審査・回答を行った書式・文書は、現在も保管されていることと思う。今後不服申し立てが起こった際の備えとして勉強しておきたいため、後日、差支えない範囲で黒塗りした過去資料を配布してもらうか、又は単に過去の資料を閲覧するだけでもいいので、時間のある時に閲覧させてほしい。</p>
菊池課長	審査に至るまで及び審査が始まってから結論に至るまでの流れが分かる資料を作ってお示しできればと思う。
須田委員長	<p>審査の流れ自体については、以前も資料を作ってもらったことがあり、また、研修会の資料でも段取りは大体イメージできる。具体的な書類としてどんなものを作成すべきなのかを知りたい。</p> <p>都市部の自治体は不服申し立ての件数がかなり多いため、書類の定型文やひな型が出来上がっているのだろうと想像される。いざ不服申し立てがあった場合に、時間のあまりない中で文書を一から作成するのは大変なので、ひな型等の形式が整っているとやりやすい。後日勉強させていただきたい。</p>
山本補佐	過去の資料については現在総務課にて保管している。
須田委員長	資料を閲覧する場合には、事前に総務課に連絡する。

(3) 平成30年度 縦覧及び閲覧結果について、(4) 税務課の取り組み状況等について	
川上係長	<p>平成30年度の名寄せ閲覧件数は、個人21件、法人19件、合計40件であり、そのうち窓口申請が27件、郵送申請が13件でした。閲覧の対象となった資産の種類は、1人で複数の資産を有している場合もあるので申請件数と表中の件数が一致していませんが、土地35件、家屋22件、償却資産6件でした。評価替えの年度であることも影響しているのか、28年度・29年度よりも閲覧件数が多くなっています。</p> <p>価格等縦覧帳簿の縦覧については、個人によるものが2件でした。</p> <p>また、資料下部「震災特例について」は毎年記載していますが、東日本大震災関係の固定資産の特例措置が継続しています。今年度の件数は、震災により滅失・倒壊した住宅の土地に対する特例については8件、震災により滅失・倒壊した家屋の所有者がその宅地の代替地を取得した場合の特例については0件、家屋の特例については54件でした。</p>
山本補佐	<p>家屋につきましては、平成27年度から引き続き全棟調査を実施しています。これは、航空写真に写った屋根のある場所に課税がされているかを確認し、課税されていない場合に職員が現地を訪問する、という調査です。平成27年度は竹瓦・亀下、28年度は東海一丁目・二丁目、29年度は東海三丁目・豊岡の各地区の調査を行いました。平成30年度は石神外宿をメインに調査を行い、終り次第石神内宿に移っていく予定です。</p> <p>現時点では調査すべき棟数がまだかなり残されていますが、これは、すでに課税されていても増築を行っている場合等様々なケースに対応する形で取り組んでいるため、多くの時間を有している状況です。</p> <p>この調査は、公平性の観点からも推し進めなくてはならないものですので、引き続き広報・ホームページ等で周知しながら取り組んでいきます。</p>
(質疑応答)	
須田委員長	全棟調査は、調査を行い、課税漏れは判明した家屋から順に課税されるのか。
山本補佐	判明した次の年から課税される。
須田委員長	調査が後回しになった家屋は、課税の開始期間が遅れることになるが、その点の公平性について苦情は来ないのか。
山本補佐	その点についてはどうしても差が出てしまうところではあるが、丁寧な説明を心がけている。村内すべての地区でひととおり調査が終わってからも、各地区3年に1回は調査の対象になるような形で、継続して調査を続けていく予定。
佐藤委員	航空写真によって、どのくらい課税漏れが見つかるのか。
山本補佐	平成29年度のうち、調査が必要な建物は7,477件。今年度の調査目

	標件数は1,300件,現在時点で684件調査済みであり,予定通り進行している。
須田委員長	閲覧・縦覧関係の表について,名寄せ閲覧の個人・法人ごとの件数が平成27年度と平成30年度とでまったく同じ数字となっているが,これは名寄せ閲覧を行う個人・法人が,ある程度固定しているということか。
山本補佐	確認したところ,個人については,ほとんどがまったく別の人物であった。法人については,ほぼ同一という結果だった。
4. 閉会	
須田委員長	本日本日予定されていた議題は以上です。ありがとうございました。